# 4 電子納品のあらまし

#### (1) 電子納品とは

電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データを納品することをいいます。

工事に関して作成される文書をコンピュータを使用して作成し、その成果(データ) を決められた形式で納めること。

## (2) 電子納品要領の選択

「あいち建設情報共有システム」をお申込みいただくときの電子納品要領は、以下のとおり選択してください。

区分	電子納品要領
土木	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 土木】
建築	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 建築】
港湾空港	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 土木】
電気通信設備	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 電気通信設備】
機械設備	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 機械】
農林	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 土木】
農林(排水機場等)	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 電気通信設備】
農林(排水機場等)	愛知県電子納品運用ガイドライン令和5年3月版【国土交通省 機械】

<sup>※「</sup>あいち建設情報共有システム」が農林事業に対応していないため、愛知県では当分の間、土木系の要領を使用することとされています。

※発注機関担当者からの指示がない限り最新の要領を選択してください。

### (3)愛知県電子納品要領と国の基準の関係

愛知県電子納品運用ガイドライン(R5.3)は、以下の国の基準を準用していますので、納品物を作成する際、愛知県のガイドラインに記載のない事項は以下の基準を参照してください。

区分	範囲	国の基準等の名称	
土木	工事	工事完成図書の電子納品等要領(R3.3)	
	全般	CAD 製図基準(H29.3)	
		CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(H29.3)	
建築	工事	営繕工事電子納品要領(R1.10.23)	
港湾空港	工事	地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン【工事編】(R2.3)	
		地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン【資料編】(R2.3)	
電気通信設備 工事 工事工事完成図書の電子納品等要領電気通信設備編(H31.3) 全般 CAD 製図基準電気通信設備編(H29.3)		工事工事完成図書の電子納品等要領電気通信設備編(H31.3)	
		CAD 製図基準電気通信設備編(H29.3)	
		CAD 製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】(H29.3)	
機械設備	機械設備 工事 工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編(H31.3)		
全般 CAD 製図基準機械設備工事編(H29.3)		CAD 製図基準機械設備工事編(H29.3)	
	l.	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン【機械設備工事編】(H29.3)	

農林	工事	工事完成図書の電子納品要領(案)(H31.3)	
工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編(H31.3) 工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編(H31.3) 電子化図面データの作成要領(案)(H31.3) 電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編(H31.3) 電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編(H31.3) 電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)(H31.3) 電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)電気通信設備		工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編(H31.3)	
		工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編(H31.3)	
		電子化図面データの作成要領(案)(H31.3)	
		電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編(H31.3)	
		電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編(H31.3)	
		電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)(H31.3)	
		電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)電気通信設備編(H31.3)	
		電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)機械設備工事編(H31.3)	

愛知県デジタル写真管理情報基準(案)(R5.3)は、以下の国の基準を準用していますので、納品物を 作成する際、愛知県の写真管理情報基準に記載のない事項は以下の基準を参照してください。

発注機関	選択する電子納品要領
土木 (建設局及び都市整備局) 建築 (建築局) 企業庁	国土交通省デジタル写真管理情報基準 (R2.3)
農林(農業水産局及び農林基盤局)	農林水産省電子化写真データの作成要領(案)(H31.3)

# ・電気通信設備工事及び機械設備工事に関する留意事項

「愛知県電子納品運用ガイドライン」において示している電子納品要領等の策定年月と整合を図るため、「国土交通省デジタル写真管理基準(平成28年3月)」が適用されます。

#### ・建築事業に関する留意事項

国土交通省「建築設計業務等電子納品要領」及び「営繕工事電子納品要領」では、電子成果品とは 別の電子媒体で写真を納品すると定められていますが、**愛知県では電子成果品に含めて納品するこ** ととされていますので、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」が準用されます。

※市販の電子納品支援ソフトをお使いの場合の電子納品要領の設定は、以下を参照して選択してくだ さい。

区分	電子納品支援ソフト	選択する電子納品要領
工事	愛知県のガイドラインを選択できるとき	愛知県電子納品運用ガイドライン(R2.3)
	愛知県のガイドラインを選択できないとき	「愛知県電子納品要領ガイドライン等の全体構成ついて 1」に掲げる国の基準
写真	愛知県のガイドラインを選択できるとき	愛知県デジタル写真管理情報基準(案) (R2.3)
	愛知県のガイドラインを選択できないとき	「愛知県電子納品要領ガイドライン等の全体構成ついて 2」に掲げる国の基準